

吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条
に基づく開示事項)

2023 年 10 月 1 日

LINE ヤフー株式会社
(旧商号：Z ホールディングス株式会社)

Z フィナンシャル株式会社

2023年10月1日

吸収分割に係る事後開示書類
(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE ヤフー株式会社
代表取締役社長 出澤 剛

東京都千代田区紀尾井町1番3号
Z フィナンシャル株式会社
代表取締役 鳥越 宏行

LINE ヤフー株式会社(旧商号:Z ホールディングス株式会社、以下「LINE ヤフー」といいます。)及びZ フィナンシャル株式会社(以下「ZF」といいます。)は、2023年8月15日付で吸収分割契約書を締結し、LINE ヤフーを吸収分割会社、ZFを吸収分割承継会社、効力発生日を2023年10月1日として、LINE ヤフーが当該契約書に定める権利義務をZFに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2023年10月1日

2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合(簡易吸収分割)に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の要件を満たすことから、LINE ヤフーに対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

ii 新株予約権買取請求(会社法第787条)

LINE ヤフーは、会社法第787条第4項に基づき、新株予約権者に対して公告を行いました。LYが発行している新株予約権について、会社法第787条第1項

第2号に該当するものはないため、同項に従って、LINE ヤフーに対して新株予約権の買取請求を行うことのできる新株予約権者はいませんでした。

iii 債権者の異議（会社法第789条）

LINE ヤフーは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年8月16日付の官報及び電子公告にて、吸収分割をする旨、ZFの商号及び住所、LINE ヤフー及びZFの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、公告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収分割承継株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定に従って、ZFに対して請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過

i 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

ZFの株主はLINE ヤフーのみであり、LINE ヤフーはZFの特別支配会社に該当することから、会社法第797条第3項の規定による手続は行っておりません。

ii 債権者の異議（会社法第799条）

ZFは、会社法第799条第2項の規定に基づき、2023年8月16日付で、吸収分割をする旨、LINE ヤフーの商号及び住所、LINE ヤフー及びZFの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、官報にて公告し、かつ、知れている債権者に対し各別に催告いたしました。が、所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

ZFは、本吸収分割の効力発生日である2023年10月1日をもって、LINE ヤフーから、本吸収分割に係る吸収分割契約書に定める権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

本吸収分割の効力発生日である 2023 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）
 - (1) LINE ヤフーは、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。
 - (2) ZF は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本吸収分割に係る吸収分割契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本吸収分割を行いました。

以上